

利 用 規 約

- 1、当事務所は本件調査依頼契約事項について秘密厳守することになっておりますが、依頼者に於かれましては絶対に口外等せず秘密厳守して下さい。
- 2、依頼者側の故意怠慢過失又は不注意により依頼契約事項や調査報告書並びに報告内容を第三者に漏らした為に生じた一切の責任は依頼者に於いて負担して頂きます。
- 3、原則として着手金は調査料金の半額とさせていただきます。入金確認後の着手となります。
- 4、申込契約後に依頼者側より・調査中止契約解除の要請があった場合でも途中キャンセル及び料金のご返金はお受けできません。
- 5、結果が判明した場合は残金をお振込みください。入金の確認が出来ましたらメールまたは口頭でご報告させていただきます。
- 6、住所調査、勤務先調査、その他調査につきまして、結果が判明しない場合、お振込み頂きました半額は1万円を差し引きご返金いたします。
【J4】氏名・住所から郵便物転送先住所調査につきましては転送届け出をしていない場合や切れているなどの理由があっても不備としてお振込み頂いた半金の返金はできません。
- 7、調査料金は調査内容の変更や調査の進展状況等により見積料金と異なる場合が生じますが、その際はあらかじめ依頼者に連絡の上、料金の改正を行います。
- 8、依頼者からの情報の誤差が原因で目的と異なった調査結果が出た場合には当事務所はその責任は負いません。
- 9、申込契約後に当事務所側の事情や調査の推移状態により調査をお断りする場合がありますので、予めご了承願います。
 - (イ) 調査着手前であれば預かり金の全額をお返しします。
 - (ロ) 調査着手後であれば調査中止迄の料金を申し受けます。
- 10、調査報告日は調査の発展状況により多少前後することがあります。予めご了承ください。
- 11、探偵業務の委託に関する事項
探偵業務の委託先については、適正な教育等を受けておりかつ業法に基づく届出している既存の業者で、その業務の全部又は、一部を委託するものであり、当事務所にて適正な監督を行います。又、同時に委任者及び対象者の個人データについても安全管理を講じます。
- 12、当事務所では当該業務を行うに当たり、個人情報や調査遂行の為にだけ使用するものとし、法律に基づく公的機関からの要請以外は第三者に対する公開及び提供は一切行わないことを厳守いたしますが、ご依頼者様におかれましては、当社に対するご依頼事項、結果内容につきましては、関係者、特に対象者には漏らさないようお願い致します。
- 13、依頼者側の故意怠慢過失又は不注意により依頼契約事項や調査報告書並びに報告内容を第三者に漏らした為に生じた一切の責任は依頼者に於いて負担して頂きます。
- 14、当事務所は、違法調査及び差別等、人権侵害に係る調査は一切致しません。